宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

令和７年８月５日

東京都千代田区紀尾井町３番30号
公益社団法人不動産保証協会

記

年度番号	商号又は名称	免許証番号	(代表者の)氏名	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
令７不保543	株式会社アバンティア不動産	国土交通大臣(1)10419	代表取締役久田英伸	愛知県名古屋市緑区潮見が丘２―３	3500万円
令７不保544	株式会社タイアップカンパニー	北海道知事石狩(1)8941	代表取締役山科晴美	北海道札幌市白石区東札幌２条３―７―31	1000万円
令７不保545	株式会社トータルライフ	秋田県知事(2)2227	代表取締役黒崎茂樹	秋田県秋田市御所野堤台２―６―320	1000万円
令７不保546	株式会社永大プランニング	埼玉県知事(5)19818	代表取締役永森勝	埼玉県さいたま市南区南本町２―２―２	1000万円
令７不保547	株式会社ＹＤＫ	埼玉県知事(1)24309	代表取締役平塚佳奈子	埼玉県川口市芝新町４―８	1000万円
令７不保548	株式会社つなぐ不動産	埼玉県知事(1)25527	代表取締役綱島光晴	埼玉県川越市天沼新田176―２	1000万円